

2018年度 ISPE 日本本部 役員選挙のお知らせ

2018年度 ISPE 日本本部役員(執行役員、常任理事、理事)の選挙を下記日程で実施いたします。ISPE 日本本部の規定(「ISPE 日本本部役員選挙に関する規定」、「ISPE 日本本部役員立候補に関する規定」)に従い、執行役員(会長、副会長、事務局長、財務局長)、常任理事、理事、各々について正会員の皆さまによる直接選挙により各役員の選任を行います。執行役員、常任理事、理事の役割等に関しては、会則に定められております。

なお、会則、規定は ISPE 日本本部のホームページ会員専用ページ

(<http://61.14.171.36/member/kaiin.htm>) で公開されておりますので、ご確認ください。

立候補者の受付期間及び選挙の投票期間は下記の通りです。

1. 立候補届出期間 : 2018年1月11日(木)午前9時 ~1月25日(木)午後5時(厳守)
2. 投票期間 : 2018年2月 1日(木)午前9時 ~2月22日(木)午後5時(厳守)

<重要通知事項>

- ① 2018年度の役員の改選枠は現時点で、執行役員(会長、副会長、事務局長、財務局長)各1名、常任理事2名、理事10名となっています。なお、今後改選枠に変更が生じた場合は ISPE 日本本部のホームページで適宜お知らせをします。
- ② 各役員の立候補者は「ISPE 日本本部役員立候補に関する規定」に従い所定の立候補届書に必要な事項を記入し、必要数の推薦者により作成された推薦状を取りまとめ、2018年1月25日(木)午後5時までに ISPE 日本本部選挙管理委員会まで pdf 化したファイルを電子メールでお送りください。この時点では捺印の有無は問いません。その後、速やかに捺印のある立候補届出書の原本を同選挙管理委員会まで郵送してください(2018年1月29日(月)必着)。封筒表面には「役員選挙立候補届書在中」と明記してください。
- ③ 立候補者及び推薦者の要件については「ISPE 日本本部役員立候補に関する規定」をご確認下さい。また、立候補者は ISPE の活動および ISPE への貢献についてのこれまでの実績および今後の取り組みへの抱負を立候補届書に具体的に詳しく記述してください。推薦者は候補者が ISPE の役員として相応しい資質を持っていることを記述してください。
- ④ 役員の改選枠を超えた数の立候補があった場合は、「ISPE 日本本部役員選挙に関する規定」に従い投票を実施します。この場合は2018年2月1日の投票開始日に、ISPE 日本本部のホームページで有効立候補者を公表しますので、ご確認ください。
- ⑤ 投票は所定の用紙に必要な事項を記載し、2018年2月22日(木)午後5時までに ISPE 日本本部選挙管理委員会宛ファックスにより送信下さい。詳細は「ISPE 日本本部役員選挙に関する規定」をご確認ください。
- ⑥ 選挙結果は、選挙管理委員会での確認後 ISPE 日本本部のホームページで公表します。
- ⑦ 理事会、常任理事会などに参加するための交通費、宿泊費等は ISPE 日本本部では負担することができません。立候補をするにあたり候補者は所属の会社や団体のしかるべき上位管理者から事前に活動支援の同意を得た上で立候補してください。また、任期中に国際本部年次大会等の海外の行事にも積極的に参加するよう希望します。

- ⑧ 2018年度の理事会は原則として毎月開催とします。日程は2017年12月末にホームページ「年間スケジュール」にアップデートしますので参照願います。理事会、常任理事会を連続2回欠席した場合、当該理事は理事として今後継続することの可否を書面にて会長に報告し、理事会の審査を受けるものとします。
- ⑨ 原則として理事会、常任理事会への代理出席は認めません。
- ⑩ ISPE 日本本部役員職は会社や法人を代表する名誉職ではありません。ボランティア活動として全会員の先頭に立って実際に汗を流し、日本本部の運営に公正に携っていただける方に積極的に立候補していただきたいと思えます。
- ⑪ 国際本部との連携も重要であり、グローバルな視点で意見を述べていただける方を求めています。
- ⑫ 団体活動としてはISPEの発展に貢献すべくISPEの活動に重点をおいていただける方の参加を求めています。
- ⑬ 年次総会・年次大会、冬季大会に出席できる方といたします。
なお、2018年の年次総会・年次大会は5月24日・25日に開催いたします。当選された方は出席いただくよう手配をお願いします。

以上